

議案第12号

守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和5年2月15日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年守口市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>第1条から第23条まで 略</p> <p><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u></p> <p>第24条 <u>特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p>以下 略</p> | <p>第1条から第23条まで 略</p> <p>第24条 <u>削除</u></p> <p>以下 略</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。